参考資料2

次期 県がん対策推進計画 (H30~H35年度) の全体目標 (案) 及び個別目標 (案) について

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない -:策定時との比較が困難

【全体目標(施策の柱)(案)】

| 現行計画での目標 | 策定時 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|--|---------------------------|-----------------------------------|-----------|---------|----------|---|--|-----------------------------------|---------------------------------------|--------|---|
| ①がんによる死亡者の減少 (75 歳未満の年齢調整死亡 率の 20%減少)(人口 10 万対)(※1) | 85. 2 (H17) | 77. 1 (H27) | 68. 2 | H20 | В | 喫煙率の減少や、がん検診受診 率の向上等のがん予防のため の施策の一層の充実化が必要。 | 日 予防の強化と早期発見の推進 ・ ・ ・ ・ が ん罹患者の減少 (全がんの年齢調整罹患率の 減少)(人口 10 万対) (※3) ・ がんによる死亡者の減少 (75 歳未満の年齢調整死亡 率の減少)(人口 10 万対) (※4) | 391. 3 (H25) 77. 1 (H27) | 減少する | H35 年度 | 国計画を参考に 目標を参考に 目標を参考に は、がんのない は、がんのない は、がんのない は、がんのない は、がんのないのでは、がんのないでは、がんがするのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない |
| ②すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上 | | | 向上する | 年かの10目標 | (B) | 緩和ケア研修会の受講者数は 着実に増加しており、がん患者 の苦痛の軽減や療養生活の維 持向上が図られているものと 考えられる。今後も、患者とそ の家族の状況に応じて、がんと 診断された時からの緩和ケア を推進することが必要。 | ● I 質の高い医療の確保●・県民が安心して質の高いがん医療が受けられるよう、診療体制の充実及びがん医療水準の向上 | | 診療体制を 充実させ、 がん医療水 準を向上す る | | 「質の高い医療の確保」分野における全体目標として、新たに設定したもの。 |
| ③がん検診受診率 50%以上 を目指す(※2) | 16. 1~ 42. 2% (H17) | 12. 9 ~ 33. 8% (H27) | 50%以 上 | | D | (【個別目標】の項目で記載) | (削 除) ※個別目標との重複のため | | | | 【個別目標】と重複するため、 全体目標から削除するもの。 【個別目標】において、引き 続き目標を設定する。 |
| ④がんになっても安心して 暮らせる社会の構築 | | | 構築す る | | (B) | 関係機関との連携を図り、相談 体制の充実化を図ることで、患 者とその家族の多様な相談ニ ーズに対応できるようにする ことが必要。 | ●Ⅲ患者支援体制の充実 | | 相談支援体制を充実させ、がんに悩む方やその家族を支える | H35 年度 | 「患者支援体制の充実」分野 における全体目標として、新 たに設定したもの。 |

(※1) (※4) 国立がん研究センター資料より、(※2) 厚生労働省「地域保健·健康増進事業報告」より作成、(※3) 国立がん研究センター「全国がん罹患モニタリング集計」

【個別目標(案)】

【生活習慣について】

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない ー:策定時との比較が困難

| 現行計画での目標 | 策定時 (※1) | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 達成状 況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状(※1) (H28) | 目標 | 目標 期限 | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|------------------------|--------------|---|---|---|-------|----------|--|
| ①食塩摂取量の減少 (成人1日あたりの平均 摂取量) | 男性 12.2g 女性 10.5g | 男性 11.0g 女性 9.1g | 男性 9.0g 女性 7.5g | | В | | ①食塩摂取量の減少 (成人1日あたりの平均摂取量) | 男性 11.0g 女性 9.1g | | | 新目標(案)・目標期限に ついては、県健康増進計 画(第2次)中間評価報 |
| ②野菜摂取量の増加 (成人1日あたりの平均 摂取量) | 294. 9g | 275. 1g | 350g | | D | | ②野菜摂取量の増加 (成人1日あたりの平均摂取量) | 275. 1g | | | 告書策定に向けて、現在、 検討中。 ※今後、県健康づくり県 |
| ③運動習慣者の割合の増 加 | 男性 36.5% 女性 23.6% | 男性 30.9% 女性 24.7% | 男性 40% 女性 35% | 平成 | 男性 D 女性 B | 適正体重・定期的な運 | ③運動習慣者の割合の増加 | 男性 30.9% 女性 24.7% | | | 民会議等において検討 を予定 |
| ④日常生活における歩数 の増加 | 男性(20~64歳) 7,692歩 女性(20~64歳) 6,549歩 男性(65歳~) 5,590歩 女性(65歳~) 5,133歩 | 男性(20~64歳) 7, 185 歩 女性(20~64歳) 6, 056 歩 男性(65歳~) 5, 115 歩 女性(65歳~) 4, 599 歩 | 男性(20~64歳) 9,000 歩 女性(20~64歳) 8,500 歩 男性(65歳~) 7,000 歩 女性(65歳~) 6,000 歩 | 平成 33 年度 (※3) | D | 動の維持を含めた食生 動の維持を含めた食生 活の改善など、がん予 防に関連する生活習慣 の普及啓発が必要。 | ④日常生活における歩数の増加 | 男性(20~64歳) 7, 185 歩 女性(20~64歳) 6, 056 歩 男性(65歳~) 5, 115 歩 女性(65歳~) 4, 599 歩 | (検討中) | (検討中) | ※本項目は全て、県健康 増進計画での目標値と 同様に設定 |
| ⑤生活習慣病のリスクを 高める量を飲酒してい る者(※4)の割合の低 下 | 男性 15.1% 女性 7.3% (※2) | 男性 14.5% 女性 10.1% | 男性13.0% 女性 6.4% | | 男性 B 女性 D | | ⑤生活習慣病のリスクを高める量 を飲酒している者(※4)の割合 の低下 | 男性 14.5% 女性 10.1% (※2) | | | |

^(※1) H22・H28 (速報値)「県民健康栄養調査」、(※2) H22・H28「健康づくり県民意識調査」

^(※3) 目標期限は、健康増進計画に準じる。

^(※4) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者とは、純アルコール摂取量で男性 40g、女性 20g 以上の者。

【たばこ対策について】

| 【たはこ対策について】 | | | | | | | (/ · ˈD Þ) | | マント計画では | K-6-0 | ・東た時との比較が困難 |
|-------------------------|---|---|---|------------|----------------------|--|-------------------------|--|---------------------------------------|-----------|--|
| 現行計画での目標 | 策定時 | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 目標設定の考え方 |
| ①成人喫煙率の減少 | 男性 33.4% 女性 10.5% (※1) | 男性 26.9% 女性 4.8% | 男性 24% 女性 6% | 平成 · 33 | В | 女性は目標を達成したもの の、男性は未達成であること 等から、引き続き、喫煙が及 ぼす影響と禁煙のための知 識の普及啓発が必要。 | | 男性 26. 9% 女性 4. 8% (※1) | 男性 21% 女性 2% | | 成人喫煙率の減少を推進するため、目標値を更新するもの。 ※現状値のうち、「(今後、喫煙を)やめたい」と思っている者の割合(男性 0.186、女性0.542)を控除したもの※男性 26.9×(1-0.186) = 21% ※女性 4.8×(1-0.542) = 2% |
| ②未成年者の喫煙率(高校 3年生) | 男性 3.8% 女性 1.7% (※2) | 更新データなし | 0%(喫煙を なくす) | 年度 (※4) | _ | | ②未成年者の喫煙率(高校3年生) | _ | 0%(喫煙を なくす) | H35 年度 | (変更なし) 喫煙が及ぼす影響と禁煙 のための知識の普及啓発 において、引き続き、未 成年者の喫煙防止を呼び かける。 |
| ③受動喫煙の機会を有す る者の割合の低下 | 行政機関 0% 医療機関 14.4% 職場 27.7% 家庭 -(※3) | 行政機関 0% 医療機関 10.6% 職場 21.2% 家庭 | O%(分煙→禁煙)O%受動喫煙のない職場O% | | E療機関 D 職場 B | 受動喫煙によって、非喫煙者の肺がんリスクが3割上昇すること等が指摘されており(※5)、今後も関係機関と連携した受動喫煙防止に向けた普及啓発が必要。 | ③受動喫煙の機会を有する者の割 合の低下 | 行政機関 0% 医療機関 10.6% 職場 21.2% 家庭 - (※3) | O%(分煙→禁煙) O% 受動喫煙のない職場 O% | | (変更なし) 引き続き、受動喫煙のない環境づくりを推進す る。 |

^(※1) H22・H28「健康づくり県民意識調査」、(※2) H23「県青少年健康づくり調査」 (※3) H24・H28「医療機能調査」、H22・H26「事業所におけるがん検診等実態調査」、(※4) 目標期限は、県総合計画、県健康増進計画に準じる。 (※5) 厚生労働省「喫煙の健康影響に関する検討会」報告書より

【ウイルスや細菌について】

(): 客観的な数値に基づく評価ではない -: 策定時との比較が困難

| 現行計画での目標 | 策定時 | 現状 (H27) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H27) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|--|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------|----------|---|---|--------------------------------|------|-----------|--|
| ①子宮頸がん予防(HPV) ワクチン接種率の増加 | 推定 71. 8% (※1) | 推定 0. 13% (※4) | 100% | | _ | 子宮頸がん予防ワクチンについては、現在のところ、積極的な接種勧奨の再開の是非について結論に至っていないため、今後の国での検討結果を踏まえる必要がある。 | (削 除) ※国での検討状況を踏まえ、一時的に削除するもの | | | | 子宮頸がん予防ワクチンについては、現在のところ、積極的な接種勧奨の再開の是非について結論に至っていないため、目標から一時的に削除するもの。 ※国での検討状況を踏まえ、改めて目標への再設定について検討する |
| ②肝炎ウイルス検診の受 診率の増加(40 歳節目 のみ)(※2) | 12. 5% | 16. 2% | 25% (倍増) | 平成 29 年度 | В | 今後も、肝炎ウイルスに 関する正しい知識を普 及させ、肝炎ウイルス検 診の受診促進が必要。 | ①肝炎ウイルス検診の受診率の 増加(40歳節目のみ)(※2) | 16. 2% | 25% | | (変更なし) 現行目標を達成していないことから、引き続き、 現行目標の達成を目指す もの。 |
| ③子宮がんによる死亡者 の減少 (人口 10 万対)(※3) | 7. 2 | 8. 1 (H28) | 6.5 (10%減少) | | D | 今後も、子宮頸がん検診を推進し、早期発見・早期治療につなげ、発症予防・死亡率の低下に努める必要がある。 | ②子宮がんによる死亡者の減少 (人口 10 万対)(※3) | 8. 1 (H28) | 減少する | | がん死亡者の減少につい ては、国計画では数値と |
| ④肝がんによる死亡者の 減少 (人口 10 万対)(※3) | 男性 29. 2 女性 18. 9 | 男性 31. 7 女性 15. 7 (H28) | 男性 26.3 女性 17.0 (10%減少) | | В | 今後も、肝炎ウイルス陽性者への受診勧奨や普及啓発を通じて、肝炎の早期発見・早期治療につなげ、肝がんの発症予防・死亡率の低下に努める必要がある。 | | 男性 31. 7 女性 15. 7 (H28) | 減少する | H35 年度 | しての目標は設定されなかったことを踏まえ、目標を「減少する」へ変更するもの。 |
| _ | | | | | | | ●④目がん罹患者の減少 (年齢調整罹患率、人口10万対) (※5) | 男性 102. 4 女性 33. 8 (H25) | 減少する | | ヘリコバクターピロリ菌 感染が発生原因の一つ である胃がんについて、 新たに罹患者の減少を 目標へ追加するもの。 |
| | | | | | | | 劉 ⑤子宮がん罹患者の減少 (年齢調整罹患率、人口10万対) (※5) | 21. 8 (H25) | 減少する | | ウイルス感染による罹患 が多いと考えられる2つ |
| | | | | | | | 一 ⑥肝がん罹患者の減少 (年齢調整罹患率、人口10万対) (※5) | 男性 23.6 女性 8.6 (H25) | 減少する | | のがん種について、新た に罹患者の減少を目標へ 追加するもの。 |

^(※1) 厚生労働省 H22「子宮頸がん等ワクチン接種者数報告(ワクチン接種緊急促進事業)」※H24 年度で終了、(※2) 厚生労働省 H23・H27「地域保健・健康増進事業報告」等より作成 (※3) 厚生労働省 H23・H28「人口動態統計調査」より作成、(※4) 厚生労働省 H27「地域保健・健康増進事業報告」等より作成、(※5) 国立がん研究センター「全国がん罹患モニタリング集計」

● がんの早期発見体制の強化

【検診受診率の向上】

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない -:策定時との比較が困難

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H27) | 目標 | 目標 期限 | 達成状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H27) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|---|--|--|-------|----------|----------------------------------|--|---|---|-------|-----------|---|
| ○がん検診受診率の向上 厚生労働省「地域保健・ 健康増進事業報告」より 作成 ※上段:年齢上限なし 下段:年齢上限69歳 | 胃 18.8% 肺 36.3% 大腸 22.9% 乳 30.5% 子宮 27.0% 胃 17.2% 肺 28.7% 大腸 19.3% 乳 36.6% 子宮 31.6% | 間 12.9% | 50%以上 | 5 以 | 胃肺大乳子 胃肺大乳子 DDBDB DDBDB | 現ず均が達 こ対及用がす社要防間たの行もしるが (H27)が達 こ対及用がす社要防間たの行もしるが (の上目て まる発の対協でを進ン果施て係受うる でもて50% で検に助策定がPR員サ的等き機診取。 は国るに 市費るや推結検る養を受取がとが組 を重向む に普費と関の重予民し奨を後 す要 | ○がん検診受診率の向上 厚生労働省「地域保健・健康増進 事業報告」より作成 ※上段:年齢上限なし 下段:年齢上限69歳 | 間 12.9% 肺 33.8% 大腸 26.6% 乳 29.6% 子宮 27.5% 胃 11.9% 肺 26.7% 大腸 31.0% 子宮 34.1% | 50%以上 | H35 年度 | (変 現なきす 市) い「定でででででででででででででででででででででででででででででででででででで |
| (参考指標) 厚生労働省 「国民生活基礎調査」 ※上段:年齢上限なし 下段:年齢上限69歳 | 乳 35.8% 子宮 34.4% (H22) 胃 42.4% 肺 32.0% 大腸 29.6% 乳 45.9% | 肺 50.5% 大腸 41.4% 乳 40.1% 子宮 39.9% (H28) 胃 48.3% | | | | _ | 厚生労働省 「国民生活基礎調査」 ※上段:年齢上限なし 下段:年齢上限69歳 | 問題 44.6% 肺 50.5% 大腸 41.4% 乳 40.1% 子宮 39.9% (H28) 胃 48.3% 肺 54.1% 大腸 45.4% 乳 51.1% 子宮 48.4% (H28) | | | とえに付せ「加※ とえに村せ「加※ に対しているを選ができるが、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのではいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 は |

【効果的検診手法等の普及】

| 現行計画での目標 | 策定時 | 現状 (H26) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 目標設定の考え方 |
|----------|-----|-------------|----|----------|----------|----|---|-------------|------|-----------|--|
| _ | | | | | | | ●①乳がん検診に加えて自己触診の重要性も合わせた普及啓発・働く世代(40~64歳)の乳がん死亡率の減少(人口10万対)(※1) | 25. 9 | 減少する | H35 年度 | 本県の働く世代(40~64歳)の女性の乳がん死亡率が全国値(24.3)を上回っていることから、新たに目標として設定するもの。 ※国計画では、がん死亡率減少の目標として、数値としての目標は設定されなかったことを踏まえ、「減少する」として設定 |

^(※1) 厚生労働省「人口動態統計」、県「富山県の人口」より作成

【検診精度の向上】

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H26) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H26) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|--|--|--|------------|----------|---------------------------------|---|--|--|------------|-----------|--|
| ①がん検診精検受診率の向上 厚生労働省「地域保健・健 康増進事業報告」より作成 | 胃 88.3% 肺 90.6% 大腸 78.4% 乳 91.7% 子宮 90.1% | 胃 88.6% 肺 89.6% 大腸 75.7% 乳 92.2% 子宮 81.1% | 90%以上 | | 胃 肺 大 乳 子 宮 D | 多くの部位で目標の 90%に 達していないため、精密検査 を受診しない理由をよく把 握したうえで、職域や家庭等 も含めた幅広い普及啓発が 必要。 | ①がん検診精検受診率の向上 厚生労働省「地域保健・健康増進 事業報告」より作成 | 胃 88.6% 肺 89.6% 大腸 75.7% 乳 92.2% 子宮 81.1% | 90%以上 | | (変更なし) 現行目標を達成していないことから、引き続き、現行目標の達成を目指すもの。 |
| ②科学的根拠に基づく精度 の高いがん検診を行うための精度管理・事業評価の 実施 (国指針に基づくがん検診 実施市町村数)(※1) (事業評価実施市町村数) (※2) | 15 市町村 | 15 市町村 | 全ての 市町村 | 5年以内 | A | 今後も、がん検診が正しく行われるよう事業評価(精度管理)の実施が必要。 ※事業評価(精度管理)とは、がん検診が正しく行われて確認することでわれて確認すること。 (例えば、精検受診率が高かをといるが、指標を関ができるででは、精験が高いでである。 と、があるが、精密をできるができるができる。 が不要ならば、精密を求めていたことが疑われ、「要れていたことが疑れていた。 が不要ないたことが疑れていたことが疑れていたことが疑れていたことが疑れていた。 | ②科学的根拠に基づく精度の高いがん検診を行うための精度管理・事業評価の実施 (国指針に基づくがん検診実施市町村数)(※1) (事業評価実施市町村数)(※2) | 15 市町村 | 全ての 市町村 | H35 年度 | (変更なし) 既に現行目標を達成しているが、がん検診の事業評価が引き続き、全ての市町村において実施されるよう、進捗管理を行うための指標として、現行の目標を継続するもの。 |

^(※1) 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」 (※2) 県健康課調べ

● 質の高い医療が受けられる体制の充実

【富山県のがん診療体制の充実、強化について】

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない -:策定時との比較が困難

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|--|--------------|-------------------|---------------|----------|----------|--|--|------------------|-----------|-----------|---|
| ①拠点病院を核がのの充実にといるでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 | - 229 件 | 10 病院年 1 以上 200 件 | 年 1 回以上 500 件 | 5 以年内 | A | が原生は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | ・拠点病院におけるがん情報の収集・発信、医療従事者等を対象とする研修会の開催※県健康課調べ ・5大がんの地域連携クリティカルパスの運用件数の増加※県健康課調べ | 10 病院年 1 上 200 件 | 年1回以上500件 | H35 年度 | で要なし) ・既に現行の目標を達成してるの目標をに現行、例如点点集・登録をできた。 ・既るが、ではいいが、では、のは、では、のは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では |

【手術療法、放射線療法、薬物療法、支持療法のさらなる充実とチーム医療の推進】

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|---|--------------|-------------|------------|------|----------|----------------------------------|---|-------------|------------|------|--|
| ①拠点病院における多職種 チーム医療体制の整備 ※県健康課調べ ・がん医療関連チーム数の 増加 | 46 チーム | 57 チーム | 100 チーム | 5年以内 | В | 今後も、各職種の専門性を活か したチーム医療の推進が必要。 | ①拠点病院における多職種チーム医療体制の整備 ※県健康課調べ・がん医療関連チーム数の増加 | 57 チーム | 100 チーム | 牛皮 | (変更なし) 現行目標を達成していないことから、引き続き、現行目標の達成を目指すもの。 |

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない -:策定時との比較が困難

【がん医療を専門的に担う医療従事者の育成及び資質の向上について】

| 現行計画での目標 | 策定時 (H24) | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|---|--------------|------------------|---------|--------|----------|---|---|-----------------------------------|---------|-----------|--|
| ①チーム医療推進のための 研修会の開催 ※県健康 課調べ ・研修会開催拠点病院数 ②がん分野の認定看護師の | - | 6 拠点病院 | 10 拠点病院 | 791192 | В | 今後も、がん診療におけるチーム医療のリーダーとして活躍できる医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成が必要。 | • 研修会開催拠点病院数 | 6 拠点病院 | 10 拠点病院 | WINK | (変更なし) 現行目標を達成していないことから、引き続き、現行目標 の達成を目指すもの。 ・がん看護に携わる看護師の |
| ②かん分野の認定看護師の育成 ・認定看護師数 ※県医務課調べ | 34名 | 90 名 (H29. 8) | 70 名 | 5年以内 | A | がん分野の認定看護師を着実 に養成し、目標を達成した。拠 点病院では、緩和ケアチームへ の認定看護師の配置が求めら ていることから、今後も、認定 看護師の育成・確保に努める必 要がある。 | ②がん看護に携わる看護師の育成・確保 ・がん看護臨床実践研修の修了者数 ※県医務課調べ・がん分野の認定看護師数※県医務課調べ | 158名 (H29.8) 90名 (H29.8) | 340 名 | H35 年度 | ・かん看護に携わる看護師の 資質向上を推進するため、 がん看護の場合に実践研修のでする。 ※H19~H29年度までの修了 者 158名に、定員30名値 (158+30×6≒340名)を目標のとした。 を目標の認定を重いる。 ※H26年度から県看護協会で実施した「緩和ケア」の認定看護 施した「緩和ケア」の認定看護師教育課野がH28年度をもって終了したことより、具体の数値目標ではなく「増加する」と |
| ③がん医療に専門的に携わる医療従事者の研修会参加の促進 (地域の医師等も含めた放射線・化学療法の推進に関する研修会の開催)※県健康課調べ | 9 病院 | 10 病院 | 10 病院 | | A | 今後も、拠点病院で構成される がん診療連携協議会の研修部 会が中心となって、がん診療に 従事する医師、看護師等を対象 とした研修会等を開催すると ともに、拠点病院が協力して相 互の研修への参加の促進が必 要。 | (地域の医師等も含めた放射線・薬 | 10 病院 | 10 病院 | | して設定 (変更なし) 既に現行目標を達成している が、がん医療に専門的に携わ る医療従事者の研修会参加の 促進が、全ての拠点病院にお いて実施されるよう、進捗管 理を行うための指標として、 現行の目標を継続するもの。 |

【がんゲノム医療を含めた最新の医療技術への対応】

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H29) | 目標 | 目標 期限 | 目標設定の考え方 |
|----------|--------------|-------------|----|----------|----------|----|------------------------------------|-------------|------|----------|--|
| _ | | | | | | | ⑩①「がんゲノム医療中核拠点病院(案)」と本県の拠点病院との連携構築 | - | 構築する | H35 | 本県におけるがんゲノム医療の実践に向けた取組みを推進するため、新たに目標として設定するもの。 |

【がんと診断された時からの緩和ケアの推進について】

| 現行計画での目標 | 策定時 (H24) | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|---|--------------------|----------------------------------|----------------|-----------|----------|---|---|----------------------------------|----------------------|-----------|--|
| ①がん診療に携わる全ての療従事者における緩和ケに関する知識と技術の習(緩和ケア研修会の受講※県健康課調べ・医師受講数の増加・コメディカル受講者数の増加 | ア 导 | 1, 275 名 897 名 (H29.3月末現在) | 850 名 600 名 | 5年内 | A | 緩和ケア研修会の受講数に ついては、がん診療連携協 議会緩和ケア部会が中心と なり、研修受講を積極的に 推進したこと等により、目 標を達成した。 | ①がん診療に携わる全ての医療 従事者における緩和ケアに関する知識と技術の習得(緩和ケア研修会の受講)※県健康課調べ・医師受講数の増加・コメディカル受講者数の増加 | 1, 275 名 897 名 (H29.3月末現在) | 1, 750 名 1, 500 名 | H35 年度 | 医療従事者における緩和を推 での知識を表している。 ※ 後れのののでは、 のののでは、 のののでは、 |
| ②緩和ケアの提供体制の充 と県民等への普及啓発 ※県健康課調べ ・緩和ケア外来利用患者 の増加 | | 2, 986 人 (H27) | 3, 000 人 | 3年以内 | В | 今後も、医療従事者における緩和ケアの知識と技術の習得を推進しつつ、緩和ケアの意義や必要性を県民に普及啓発することが必要。 | ②緩和ケアの提供体制の充実と 県民等への普及啓発 ※県健康課調べ ・緩和ケア外来利用患者数 の増加 | 2, 986 人 (H27) | 4, 200 人 | | 緩和ケアの提供体制のさらなる充実を図るため、目標値を更新するもの。 ※前回計画策定時からの年間平均増加分((2,986人-2,159人)/4≒200人)に6ヶ年を乗じた値(200×6=1,200人)を現状値に加えたものを目標値とした(1,200+2,986≒4,200人) |
| ③在宅緩和ケア地域連携クティカルパスの効果的 運用 ・パス利用者数の増加 ※県健康課調べ | | 36 人 | 増加する | 5 年以 内 | В | | ③在宅緩和ケア地域連携クリティカルパスの効果的な運用・パス利用者数の増加※県健康課調べ | 36 人 | 増加する | | (変更なし) 今後も引き続き、在宅緩和ケア地域連携クリティカルパスの効果的な運用を推進するため、進捗管理を行うための指標として、現行の目標を継続するもの。 |

● がん患者の支援体制の充実

【相談支援の充実について】

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない - : 策定時との比較が困難

| 現行計画での目標 | 策定時 (H24) | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|--|------------------------|-------------------------------------|------------------------|----------------------------|----------|---|---|-------------------|------------------------|-----------|---|
| ①拠点病院における患者とその家族に必要な正しい情報を提供する体制の整備 ※県健康課調べ・患者用図書室のある拠点病院数の増加 | 4 病院 | 7 病院 | 10 病院 (全ての 拠点病院) | 期 咸 5年以 内 | В | | ①拠点病院における患者とその家族に必要な正しい情報を提供する体制の充実 ※県健康課調べ・患者用図書室のある拠点病院数の増加 | 7 病院 | 10 病院 (全ての 拠点病院) | 粉肿 | (変更なし) 今後も引き続き、拠点病院における患者とその家族に必要な正しい情報が提供されるよう、進捗管理を行うための指標として、現行の目標を継続するもの。 |
| ②患者とその家族の悩みや不安にきめ細かく対応するにきめの、は対しやすい相談支援体制の整備 ※県健康課調べ・地域統括相談支援センターの設置・拠点病院の相談支援センターにおける相談は大きの増加 | — 3, 513 件 (H23) | 設置 (H25. 9) 4, 530 件 (H27) | 設置する増加する | 25年 度 5年以 内 | A | H25年9月に県がん総合相 談支援センターを開設し、 医療だけではないが、 生活、介様ないる。 生活者のしている。 今後もこれである。 今後ではないる。 今後ではながれば、 大ないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではないる。 今後ではない。 からい。 からい。 からい。 からい。 からい。 からい。 からい。 から | ②患者とその家族の悩みや不安にきめ細かく対応するための、相談支援体制の充実 ※県健康課調べ (削除) ※県がん総合相談支援センター設置済みのため・拠点病院の相談支援センター・県総合相談支援センターにおける相談件数の増加 | 4, 530 件 (H27) | 増加する | H35 年度 | (変更なし) 充実した相談支援を実施す るため、引き続き、現行の目 標を継続するもの。 |
| ③拠点病院における診療実績 等の情報の公表(拠点病院 数) ※県健康課調べ | _ | 10 病院 | 全ての 拠点病院 | 5 年以 内 | A | | ③拠点病院における診療実績等 の情報の公表(拠点病院数) ※県健康課調べ | 10 病院 | 全ての 拠点病院 | | (変更なし) 既に目標を達成しているが、 今後も引き続き、拠点病院に おける診療実績等の情報公 開を推進するため、進捗管理 を行う指標として、現行の目 標を継続するもの。 |

【在宅療養支援体制・地域緩和ケアの充実について】

():客観的な数値に基づく評価ではない -:策定時との比較が困難

| 現行計画での目標 | 策定時 (H24) | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|---|----------------|-------------------|----------------|----------|----------|---|---|-------------------|-------|-----------|---|
| ①がん患者が住み慣れた家庭や地域で療養や生活を選択できるよう連携体制の構築※県健康課調べ・退院時カンファレンス実施数の増加 | 271 件 (H23) | 310 件 | 増加する | 5年以内 | A | | ①がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう関係機関の連携強化※県健康課調べ・退院時カンファレンス実施数の増加 | 310 件 | 増加する | | (変更なし) 既に目標を達成しているが、 今後も引き続き、がん患者が 住み慣れた家庭や地域での 療養や生活を選択できるよ う、進捗管理を行う指標とし て、現行の目標を継続するも の。 |
| ②診療所、訪問看護ステーション、薬局、居宅介護支援事業所等の連携による在宅療養・緩和ケア体制の充実 ※県高齢福祉課調べ・在宅医療を担う開業医グループへの参加医師数の増加・訪問看護ステーション数の増加(人口10万対) | 188 人 | 203 人 5. 72 施設 | 増加する 4.5 施設 | 5年以内 | A | 今後も、患者とその家族が 希望する療養場所で、切れ 目のない緩和ケアを含めた 在宅療養の支援が受けられ るよう、拠点病院や地域の 医療機関、訪問看護ステー ション、薬局等の関係機関 の連携が必要。 | ②診療所、訪問看護ステーション、薬局、居宅介護支援事業所等の連携による在宅療養・緩和ケア体制の充実 ※県高齢福祉課調べ・在宅医療を担う開業医グループへの参加医師数の増加・訪問看護ステーション数の増加(人口10万対) | 203 人 5. 72 施設 | (検討中) | H35 年度 | 県医療計画の見直しに伴い、現 在、検討中。 |
| ③医療用麻薬が医療機関と訪問看護ステーション等の連携により使用される体制を整備(継続)・麻薬処方診療所等の数の増加(人口 10 万対) ※県医務課調べ | 41 施設 (H20) | 46 施設 (H26) | 増加する | 5年以内 | A | | ③医療用麻薬が医療機関と訪問 看護ステーション等の連携に より使用される体制の充実 ・麻薬処方診療所等の数の増加 (人口 10 万対) ※県医務課調べ | 46 施設 (H26) | 増加する | | (変更なし) 既に目標を達成しているが、 今後も引き続き、医療用麻薬 の医療機関と訪問看護ステ ーション等の連携による使 用を推進するため、進捗管理 を行う指標として、現行の目 標を継続するもの。 |

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない - : 策定時との比較が困難

【がん患者の活動支援について】

| 現行計画での目標 | 策定時 (H24) | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|--|--------------|-------------|------|----------|----------|--|---|-------------|-------|-----------|---|
| ①がん患者の不安や悩みを軽減し支援するためのピア・サポーターの養成及びピアサポート活動等の推進 ※県健康課調べ・ピア・サポーター数の増加 | 0 名 | 71 名 | 60 名 | 5 年以内 | A | 県がん総合相談支援センターでは、ピアサポーターを着実に養成し、目標を達成した。 今後も引き続き、ピアサポーターを養成しつつ、患者に寄り添うピアサポート活動が効果的に展開されるためのフォローアップが必要。 | ①がん患者の不安や悩みを軽減し支援するためのピア・サポーターの養成及びピアサポート活動等の推進※県健康課調べ・ピア・サポーター数の増加 ・ピア・サポーターによる患者サロン等の開催回数の増加 | 71 名 | 155 名 | H35 年度 | ・ピア・サポーターの養成を推進するため、目標値を更新するもの。 ※前回計画策定時からの年間平均増加分((71 人/5≒14 人)に6ヶ年を乗じた値(14×6=84 人)を現状値に加えたものを目標値とした(84+71=155 人) ・がん患者や経験者との協働を推進するため、ピア・ザーターによる患者サロン等の開催回数について、新たに目標として設定するもの。 |

【がんの教育・普及啓発】

| 現行計画での目標 | 策定時 | 現状 | 目標 | 目標 | 達成 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 | 目標 | 目標 | 目標設定の考え方 |
|---|-------------------|------------------|----------------------------|------|--------|--|--|-------------------|---------------|-----------|--|
| | (H24) | (H28) | | 期限 | 状況 | | | (H28) | | 期限 | |
| ①教育機関との連携のもと、子どもが、がんとがん患者に対する正しい理解を深める健康教育の実施※県保健体育課調べ・健康教育でのがん教育の実施 | - | 小中高 5 校 実施 | 国の検討 結果を踏 まえ設定 予定 | 5年以内 | - | 今後も、保健教育の中で、がん やがん患者について正しく理 解されるよう取り組む必要が ある。 | (削除) ※新学習指導要領が実施されると、体育科「保健領域」(小学校)、保健体育科の「保健分野」(中学校)、「科目保健」(高等学校)でがん教育を実施することになる。新学習指導要領が全面実施されれば、それをもって充実したがん教育と言えるものと考える。 | | | | |
| ②ボランティア団体等の協力によるがんを含む健康に関する正しい知識の普及啓発の推進※県健康課調べ・がん予防推進員数の増加・がん対策推進員数の維持 | 357 名 5, 413 名 | 519名 5, 401名 | 700 名 維持する | 5年以内 | B C | 今後も、がん予防推進員の養成 や市町村のがん対策推進員へ の活動支援を通じた、がん検診 やがんの治療、緩和ケア等の普 及啓発が必要。 | ①ボランティア団体等の協力によるがんを含む健康に関する正しい知識の普及啓発の推進 ※県健康課調べ・がん予防推進員数の増加・がん対策推進員数の維持 | 519 名 5, 401 名 | 700 名 維持する | H35 年度 | (変更なし) 今後も引き続き、協定企業等におけるがん予防推進員や市町村のがん対策推進員への活動支援を通じた、がん検診やがんの治療、緩和ケア等の普及啓発を推進するため、進捗管理を行う指標として、現行の目標を継続するもの。 |

● 働く世代やライフステージに応じたがん対策の充実

【就労支援について】

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない - : 策定時との比較が困難

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|--|--------------|---------------------|------|-------|--------------|---|--|---------------|------|-----------|--|
| ①がんになせる社会を関いたいでは、関係を表して、、ののでは、関係を表して、、ののでは、ののでは、のの | 40件 | 55 件 (H27) 構築 | 増加する | 5 年内以 | A (A) | 拠点では、ないでは、ないでは、ないでは、いれば、いれば、いれば、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは | ①がんになる社会を構係のとは、関いたいでは、関い、は、関い、は、関い、は、対のでは、関い、は、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対の | 55 件 (H27) | 増加する | H35 年度 | (変更ないのでは、 を後のでは、かを指すすると、がを指すするとも、立を行うともものでは、ないでは、ののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないのででは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないではないのではないのではないのではないのではな |
| ・事業所におけるがん患者 の就労実態及びニーズ把 握 | _ | _ | 把握する | | _ | | (削 除) ※国計画で示されている「治療 と仕事両立プラン(仮称)」 やがん患者の再就職後の就 労継続状況に関する調査等 を参考に、就労実態等に関す る状況の把握に努める。 | | | | |

【小児・AYA世代のがん】

| TUNE HIME COMMON | | | | | | | <u>-</u> | 中観けが外間で | - 全ノ、田區、 | 1660 | ・米たりとり起来が回来 |
|---|-------|---|------|------|-----|---|---|--|----------|------|---|
| 現行計画での目標 | 策定時 | 現状 | 目標 | 目標 | 達成 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 | 目標 | 目標 | 目標設定の考え方 |
| | (H23) | (H28) | | 期限 | 状況 | | | (H28) | | 期限 | |
| 〇小児がん患者とその家族 が安心して適切な医療や 支援を受けられるよう国 指定の小児がん拠点病院 と県内の小児がん協力病 院や地域の医療機関等と の連携体制を構築 | _ | 東海·北陸 ブロック 地域連携 ークの構 築(H25) | 構築する | 5年以内 | (A) | 今後も、国指定の小児がん拠点 病院と県内の拠点病院や地域 の医療機関等との連携が必要。 | ①小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう国指定の小児がん拠点病院と県内の小児がん協力病院や地域の医療機関等との連携 ②県がん総合相談支援センターと関係機関との連携等による、AYA世代の多様なニーズに応じた相談支援の充実 | 東海・北陸ブ ロック地域 連携ネット ワークの構 築 (H25) | 連携継続充実する | H35 | 今後も引き続き、小児がん患者等が適切な医療や支援を受けられるよう、国指定の小児がん拠点病院と県内の小児がん協力病院や地域の医療機関等との連携を推進するため、「連携継続」として目標を継続するもの。 就学、就労、妊娠等の AYA 世代の多様なニーズにあため、新たに目標として設定するもの。 |

【制高齢者のがん対策】

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 目標設定の考え方 |
|----------|--------------|-------------|----|----------|----------|----|--|-------------|---------|-----------|---|
| _ | | | | | | | ●①拠点病院における「高齢のがん患者の意思決定の支援に関する診療ガイドライン」の活用 | | 10 拠点病院 | H35 年度 | 本県の拠点病院における「高齢のがん患者の意思決定の支援に関する診療ガイドライン」の活用を推進するため、新たに目標として設定するもの。 ※現在、国では「高齢のがん患者の意思決定の支援に関する診療ガイドライン」の策定が予定されている |

● 調査、研究の推進

【がん登録の推進について】

<達成状況>A:目標達成 B:改善傾向にある C:変わらない D:要努力 ():客観的な数値に基づく評価ではない 一:策定時との比較が困難

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標期限 | 目標設定の考え方 |
|---------------------------------------|--------------|--------------------|------|------|----------|---|--|-------------|----|------|----------|
| ①地域がん登録の拠点病院 等からの届出数の増加 ※県健康課調べ | 8, 983 件 | 11, 454 件 (H27) | 増加する | 5年以内 | A | 拠点病院や地域の医療機関の協力により、目標を達成した。 ※平成28年1月より、国の事業として全国一律に実施される「全国がん登録」へ制度が変更 | (削 除) ※地域がん登録(県事業)から 全国がん登録(国事業)へ移 行したことにより、全国一律 の制度となったことで、県計 画の目標から削除するもの | | | | |

【臨床研究及び治験の推進】

| 現行計画での目標 | 策定時 (H23) | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 達成 状況 | 課題 | 次期計画での目標 | 現状 (H28) | 目標 | 目標 期限 | 目標設定の考え方 |
|----------|--------------|-------------|----|----------|----------|----|---|-------------|------|-----------|---|
| _ | | | | | | | の高度先端医療、臨床研究及び 治験の実施体制の充実 | _ | 充実する | H35 年度 | 県立中央病院や富山大学附 属病院等が中心となって、引き続き、高度先端医療、臨床 研究及び治験を推進するため、新たに目標として設定するもの。 |